

## 「ハンセン病家族訴訟」 公正な判決を求める要請署名への協力について

真宗大谷派は、1996年、らい予防法廃止に時をあわせ、「ハンセン病に関わる謝罪声明」を表明しました。以来、自らの隔離政策への協力の歴史を問い直すことから、ハンセン病問題への取り組みを進めてきました。真宗大谷派におけるハンセン病問題の取り組みの基本の一つに、「明らかに被害を受けた人々にとって、心の底から納得できる解決とは何かを明確にし、行動に移すこと」（「一人ひとりの京都宣言 願いから動きへ 私たち一人ひとりがめざすこと」1998年より）ということがあります。

余儀なくされた長い沈黙の底から湧き上がった、「ハンセン病家族」の方々の、解放に向けたたたかいに呼応すること、それが隔離の過ちを見抜けず、隔離政策に協力してきたものとしての、いまだ果たしていない罪責ではないでしょうか。私たちが行動に移せることは、「ハンセン病家族」の方々が選び取られた「ハンセン病家族訴訟」というたたかいに真摯に向き合い、声を聞き、共に歩もうとすることです。

一人でも多くの方が、自らの一筆に、隔離政策による被害回復の願いを受け止めていただくことを念じて、署名協力のご依頼とさせていただきます。

### ●ハンセン病家族訴訟の意義

2016年2月15日、ハンセン病患者・元患者を親あるいは兄弟姉妹にもつ家族59名により、家族の被害を明らかにし、国に謝罪と損害賠償を求める訴訟が、熊本地方裁判所に提訴されました。その後3月29日には第二次提訴509名が加わり、現在568名の原告が、ハンセン病隔離政策によって「ハンセン病家族」が受けてきた被害の回復のため、「ハンセン病家族訴訟」をたたかっています。患者の家族が受けてきた被害は、いまだ公的には認められておらず、この裁判においても、国は争う姿勢を見せております。

この訴訟にはふたつの意義が掲げられています。ひとつは、家族自身の被害からの解放、声を潜めたままに苦難の人生を歩み続けてきたことからの解放です。そしてもうひとつは、元患者と家族との絆が回復することです。元患者の被害も、家族の被害が回復しないかぎり、真に回復したとは言えないのではないのでしょうか。

### ●ハンセン病家族の被害は独自の被害

家族の「被害」を聞き取ってきた神谷誠人弁護士は、『解放運動推進フォーラム』8号(真宗大谷派解放運動推進本部・2016年6月発行)紙上で次のように述べています。

お一人おひとりが語る体験は、あたかも未だ癒えぬ古傷が新たに鮮血をほとばしらせるような、戦慄を禁じえない事実でした。

親の発病とともに一家で夜逃げ同然に関西に逃れてきた人、父親が発病した子や、産んだ母親を責める地獄のような家庭環境から逃げ出したいとの一心で、進学も故郷も捨ててきた人、20歳近くになるまで、実母の存在も育ての親が他人であることを知らされてこなかった人、親の病気を必死に隠していたが、後遺障害からハンセン病であることが分かってしまい、それまでの友人、婚約者から絶縁された

人、結婚相手の親から親兄弟との連絡・交流の一切を禁じられ、妊娠したときには堕胎を要求された人、親の存在を隠す辛さより、一生結婚しない道を選択した人…。家族たちの口から語られた事実は、肉親の親、兄弟姉妹の発病によって、近隣あるいは親族からも迫害・拒絶・疎外され、円滑な人間関係はおろか、進学、就職、結婚等の人生の選択に大きな制約を受けてきた壮絶な被害体験でした。そして、それは決して過去の出来事ではなく、未だ厳然として存在する偏見・差別を肌身で感じつつ、自らが、そして家族親族が「生き延びる」ために、故郷を捨て、家族親族との交流を絶ち、患者であった肉親の病歴や存在までも隠し続けるという、「不実」と「嘘」を繰り返させる生き方を余儀なくされている家族の姿でした。

この言葉から教えられることは、ハンセン病家族の被害は、これまで明らかになってきたハンセン病療養所入所者、退所者の被害が波及したということにとどまらず、家族であるがゆえに直接的に被る、甚大な「独自」の被害であるということです。

そして、その被害の現場は「市民社会」であり、家族の日常の生活そのものでありました。つまり、ハンセン病家族に対する「直接の加害者」は、共にこの社会に生きる、私たち市民一人ひとりに他ならないのです。

## ●「無らい県運動」と真宗大谷派

そのような社会がどう形成されたのか、その背景にあるのが「無らい県運動」が市民社会に与えた影響です。

厚生省は、1940年に、「患者収容の完全を期せんがためには、いわゆる無らい県運動徹底を必要なりと認む（中略）これが実施にあたりては、ただに政府より各都道府県に対し一層の督励を加うるを必要とするのみならず、あまねく国民に対し、あらゆる機会に種々の手段を通じてらい予防思想の普及を行ない、本事業の意義を理解協力せしむるとともに、患者に対しても一層その趣旨の徹底を期せざるべからず」という指示を各都道府県に出します。その後、無らい県運動は官製の国民運動として全国的に展開され、全国津々浦々で「患者狩り」が行われるなど、徹底的な強制隔離が行われていったのです。

この無らい県運動の展開により、ハンセン病絶対隔離政策の担い手は、行政当局や警察だけでなく、一般の市民にも広がっていくこととなりました。教育現場や地域社会が、患者を隔離から守るのではなく、逆にあぶり出していく構図がつくられ、その家族に対しての差別をも助長させていったのです。

無らい県運動は、国家のみならず、一般の地域住民までも絶対隔離政策の直接の加害者にしていくはたらきを持ちました。地域社会が自らの手で地域住民を排除したというこの傷跡は、排除されたもの、排除したものの双方にいま癒えない傷として生々しく残っています。それは「ハンセン病家族」にも現在進行形の被害を与え続けています。

この無らい県運動の推進に、私たち大谷派教団も深く関わった歴史を持っています。あらためて、ハンセン病隔離政策の当事者とは誰なのかが問われているのです。

2018年2月13日

真宗大谷派宗務総長 但馬 弘